様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　　2月　9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） すまーと まねーじめんと あんど さーびす    一般事業主の氏名又は名称 スマートマネージメントアンドサービス  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒520-0241  滋賀県大津市今堅田２丁目２５－３５―５０２号  法人番号  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | IT・DXに関する取組 | | 公表日 | 2025年　　2月　　9日　更新 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：事務所ウェブサイト  公表場所・　https://www.s-map.biz/itdx/  内「IT・DX経営方針」 | | 記載内容抜粋 | IT・DX経営方針  経営の方向性  当事務所は、中小企業を対象にデジタル技術、IT技術、およびDX技術の導入を通じて、バックオフィス業務を中心とした業務効率化と生産性の向上をサポートすることで労働人口の拡充、地域社会のIT技術の浸透と地域経済の発展に協力することを将来的展望としています。  情報処理技術の活用の方向性  私たちの目指す顧客への提供価値は、変化し続ける市場に迅速に対応し、中小企業が直面する課題をIT技術、およびDX技術によって解決することです。これにより、お客様が業界における競争優位性を獲得し、事業継続と持続的に成長させることができるよう支援します。例えば、各種クラウドサービス 、AI、RPA技術の活用など、最新のITツールを駆使し、お客様の業務プロセスを効率化し、新たなビジネスモデルの創出を促進します。  ＜中略＞  また、私たちは、ITやDXをただの技術導入に留まらず、組織文化の変革機会として捉えています。従業員やスタッフが新しい技術を積極的に受け入れ、活用する文化を醸成することで、組織全体の柔軟性と革新性を高め、持続可能な成長を実現します。これを支えるために、私たちは定期的な研修やワークショップを実施し、従業員やスタッフのスキルアップと意識改革を促進します。  私たちの目指す姿は、技術革新を経営戦略の中核に置き、それを通じて中小企業の持続可能な成長と競争力の強化を支援することにあります。私たちは、最新の技術を駆使し、常にお客様の成功を第一に考えるサービスを提供し続けることで、社会全体のデジタル化を推進し、より良い未来を創造してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定者である事務所代表によって定めたたものを公表。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | IT・DXに関する取組 | | 公表日 | 2025年　　1月　　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：事務所ウェブサイト  公表場所・　https://www.s-map.biz/itdx/  内「IT・DX技術活用方針」 | | 記載内容抜粋 | 当事務所は、以下の方策を通じて、事務所の持続可能な成長と競争力の強化をおこない、また、取引先のデジタルトランスフォーメーションを全面的にサポートします。また、これらの取り組みによって、組織内外での知識共有と連携を促進し、経営とITの融合をさらに推進することにより、新たな価値創造につなげていきます。  IT技術による業務効率化の推進 クラウドベースの業務システムや自動化ツールの導入: 従業員がいつでもどこでもアクセスできる環境を整備し、業務の柔軟性と生産性を高めます。また、ルーチンワークを自動化することで、従業員がより創造的な業務に集中できるよう支援します。  ＜中略＞  ・RPA技術の活用として。  RPA技術による顧客サービスの向上: 自動の伝票OCR仕分け機能の導入、FAX処理の電子送信、振分の活用で、顧客サービスの効率化と時間短縮を図ります。またFAXの振分にては、送信先本社、支店の所在地、ZIPコード、電話番号の更新変更をRPAツールがデータ化し、更新の自動化や送信前の情報訂正と訂正連絡を送信者へ自動配信するなどデータ活用やデータ分析も行わせられます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定者である事務所代表によって定めたたものを公表。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：事務所ウェブサイト  公表場所・　https://www.s-map.biz/itdx/  内「事務所のIT・DX経営体制」 | | 記載内容抜粋 | 代表によるプロジェクト推進 代表がIT・DX経営のプロジェクトリーダーとなり、事務所内のIT・DXへの取組を推進していきます。  所外IT人材との連携 事務所のIT・DX推進戦略を迅速かつ効果的に推進するため、外部のITコーディネーター、大阪府：東京都よろず支援拠点 をはじめとした、IT人材との連携による価値創造を積極的におこなっていきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：事務所ウェブサイト  公表場所・　https://www.s-map.biz/itdx/  内「当事務所の環境整備方針」 | | 記載内容抜粋 | 「いつでも」「どこでも」「だれでも」使えるITインフラの構築 クラウドサービスの全面的活用: 効率的かつ柔軟な業務遂行を実現するため、クラウドベースのインフラストラクチャへの移行を加速します。これにより、リソースの即時性とスケーラビリティが向上します。  セキュリティ体制の強化 データ保護とプライバシー管理: ゼロトラストの導入やアクセス制限の仕組みを強化し、重要な情報データのセキュリティを確保します。  技術スキルの向上と人材育成  ＜中略＞  デジタルワークプレイスの実現  デジタルツールの導入と最適化: クラウドアプリケーション、コラボレーションツール、ビデオ会議システムなどの作業効率を向上させるためのツールを積極的に導入し、それらの活用方法を最適化します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | IT・DXに関する取組 | | 公表日 | 2025年　　1月　　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：事務所ウェブサイト  公表場所・　https://www.s-map.biz/itdx/  内「当事務所のDX戦略達成状況を評価するための指標」 | | 記載内容抜粋 | ・デジタル変革の進捗指標築  ・自動化プロセス数: 業務プロセスの中で自動化されたプロセスの数。  ・技術活用の効果指標  ・IT投資対効果(ROI): IT関連の投資が生み出した経済的リターンの計測。  ・組織内スキル向上指標  ・従業員およびパートナーのDX関連研修参加率: 従業員が参加したDX関連研修の割合。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　1月　13日 | | 発信方法 | 公表方法：事務所ウェブサイト  公表場所・　https://www.s-map.biz/itdx/  内「IT・DX経営方針」代表による表明を記載 | | 発信内容 | 記載内容  変化し続ける市場に迅速に対応し、中小企業が直面する課題をIT技術、およびDX技術によって解決することです。これにより、お客様が業界における競争優位性を獲得し、事業継続と持続的に成長させることができるよう支援します。例えば、各種クラウドサービス 、AI、RPA技術の活用など、最新のITツールを駆使し、お客様の業務プロセスを効率化し、新たなビジネスモデルの創出を促進しますまた、最新のAI、RPA技術を利用した文書作成方法、企業内部書類の分別や固定作業の効率化を推進する事で俗人化防止、作業時間の削減も提案する事で企業の一層のデジタルトランスフォーメーションを推進します。さらに、国内外を問わず、最新のIT技術動向に常に目を光らせ、多角的な視点からお客様に最適なソリューションを提供します。このような取り組みを通じて、私たちは中小企業のデジタル化推進のパートナーとして、クライアントの成長・成功に伴走します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　1月中頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | 代表にてIPAの「DX推進指標自己診断」を実施し、自己診断結果入力サイトに提出している。  （受付番：202501AH00001759） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　1月中頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ基本方針を策定・公表  「<https://www.s-map.biz/各種規定概要方針>　内  情報セキュリティ基本方針」  又、SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。（自己宣言ID：41037845694） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。